

設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領

1 目 的

設計業務等を効率的に進めるため、受発注者間のコミュニケーションの円滑化に係る取組内容を定め、計画的に業務を履行することで、より一層の円滑な業務の実施と品質向上に努めることを目的とする。

2 対象業務

熊本市が発注する農水局所管の農業土木工事に係る建設コンサルタント業務等を対象とする。

ここで、農業土木工事に係る建設コンサルタント業務等とは測量、地質調査、設計、調査・計画とし、これらは原則行うものとする。

ただし、災害時のやむを得ない緊急事態対応については取り組みの対象外とする。

3 取組内容

基本的な取り組みは次のとおりとする。

- (1) 月曜日を依頼の期限日としない。
- (2) 週1回以上は定時に帰る日を設ける。
- (3) 土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない。
- (4) 勤務時間外に打合せをしない。
- (5) その他、取り組みが必要と思われる内容
 - ・委託者、受託者間において確認のうえ決定した業務環境改善に関わる取組みも可とする。

4 進め方

初回打合せ時に、3のうちから実施する取組内容を委託者、受託者間で確認・調整のうえ、打合せ記録簿に記録する。

5 特記仕様書記載例

別紙の特記仕様書記載例を参考に記載する。

6 適 用

本要領は、令和7年(2025年)1月17日以降に契約依頼を行う業務に適用する。

また、令和6年度に施行中の業務についても適用できるものとする。

附 則

この実施要領は、令和7年(2025年)1月16日から施行する。

特記仕様書の記載例（ウィークリースタンス）

特記仕様書に以下を追記する。

第〇条 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。

第〇条 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。